

## 23—01 P U D T

### 法定代理人

1. 法定代理人とは、代理権が直接法律規定によって与えられる代理人をいう。

2. 法定代理人の種類(注)

(1) 親族、身分によって法律上当然なるとき

ア 親権者 (民 § 818)

イ 法定後見人 (民 § 840)

(2) 裁判所が選任するとき

ア 不在者の財産管理人 (民 § 25、 § 26)

イ 選定後見人 (民 § 841)

ウ 相続財産管理人 (民 § 918、 § 943、 § 952)

エ 遺言執行者 (民 § 1010、 § 1015)

(3) 一定の指定権者の指定によるとき

ア 指定後見人 (民 § 839)

イ 指定遺言執行者 (民 § 1006、 § 1015)

3. 法定代理権

(1) 発生、消滅

代理権の発生、消滅は、民法などの定めに従うのを原則とするが、その消滅は民事訴訟法 ( § 36① ) の例にならって相手方に通知するのが望ましい。

法定代理人が死亡し又は代理権を失ったときは手続は中断する (特 § 24、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②→民訴 § 124①三)。

なお、法定代理権の消滅理由としては、

ア 本人又は法定代理人の死亡、法定代理人の破産又は代理人が後見開始の審判を受けたとき (民 § 111①)。

イ 後見人の辞任、選任、解任（民 § 844、 § 845、 § 846）

などがある。

(2) 範囲

法定代理権の範囲は民法などにより決まる。

〔例〕 親権を行う者は、子の財産を管理し、また、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない（民 § 824）。

なお、法定代理人は、その責任をもって復代理人を選任することができる（→23—05）。

（改訂 H27.2）